

条件を満たす65歳以上の方に 給付金が支給されます

一年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け給付金) -



賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援するため、一定条件の『低所得の高齢者』を対象に『年金生活者等支援臨時福祉給付金』(高齢者向け給付金)を支給します。

支給対象者

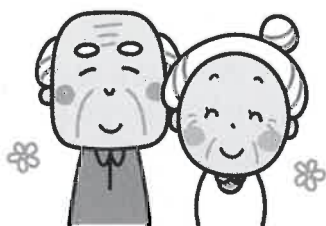
- 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者で、次の①～⑤のすべてに該当する方
- ①平成27年1月1日において大山町に住居登録がある方
 - ②平成27年度分の住民税(均等割)が非課税の方
 - ③平成27年度分の住民税(均等割)が課税の方に扶養等(控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色・白色事業専従者)されていない方
 - ④平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前生まれ)
 - ⑤生活保護を受けていない方

申請期間

- 平成28年5月23日(月)～
平成28年9月1日(木)
- ※該当する可能性のある方には、5月下旬に、平成27年度臨時福祉給付金を受給されている方には住民生活課から、受給されていない方には非課税通知に同封されて税務課から申請についてのお知らせが届きます。
- 対象となる場合は、同封の申請書により手続きをしてください。
- 町外の方の扶養や専従者などになっておられる方にも通知が届く可能性がありますが、支給条件に該当するかどうか、ご確認をお願いします。

支給額

一人につき、30,000円



申請受付期間

平日(月～金、祝祭日は除く)
8時30分～17時15分まで

申請受付場所

住民生活課 ☎0859-54-5210
中山支所総合窓口室 ☎0858-58-6111
大山支所総合窓口室 ☎0859-53-3311

「高齢者向け給付金」(3万円)を装った「振り込め詐欺」や 「個人情報の搾取」にご注意ください！！

- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「高齢者向けの給付金」の支給のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、下記にご連絡ください。

住民生活課 ☎0859-54-5210 八橋警察署 ☎0858-49-0110